

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年7月21日（火） 9：00～9：08

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高 市 早 苗 内閣総理大臣
林 芳 正 国務大臣（総務大臣）
平 口 洋 国務大臣（法務大臣）
片 山 さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松 本 洋 平 国務大臣（文部科学大臣）
上 野 賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴木 憲 和 国務大臣（農林水産大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金 子 恭 之 国務大臣（国土交通大臣）
石 原 宏 高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木 原 稔 国務大臣（内閣官房長官）
松 本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧 野 たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま 二 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田 仁 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田 紀 美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（防衛大臣）
陪席者：尾 崎 正 直 内閣官房副長官
佐 藤 啓 内閣官房副長官
露 木 康 浩 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	3 件
○公布（条約）	1 件
○公布（法律）	7 件
○政令	1 件
○人事	2 件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、尾崎副長官から御説明申し上げます。

○尾崎内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「デジタル社会の実現に向けた重点計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、デジタル大臣から御発言があります。

次に、「日・フィリピン物品役務相互提供協定」の締結及び公布について、御決定をお願いいたします。本件は、今国会で承認を得たものであります。

次に、「秋篠宮皇嗣同妃両殿下のパラグアイ御訪問」について、御了解をお願いいたします。この度、パラグアイ政府から日本人の同国移住90周年の機会に、秋篠宮皇嗣同妃両殿下を招待したい旨の申出がありましたので、我が国と同国との友好関係に鑑み、8月18日から26日までの予定で御訪問願うこととするものであります。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律」外6件が、17日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令について、御決定をお願いいたします。「雇用保険法等の一部改正法の一部の施行に伴う関係整備等及び経過措置令の一部改正令」は、同改正法による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、本年8月以降の給付額を改定するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、裁判官人事といたしまして、退官するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、栢谷謙一郎外56名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、デジタル大臣から御発言がございます。

○松本（尚）国務大臣：昨年6月に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」について、お配りのとおり変更いたします。今回の変更では、引き続き、デジタルの活用によって目指す社会の姿やその実現に向けての理念・原則を示しつつ、新たに、深刻な人口減少やAIなど新技術の急速な進展、安全保障・サイバー攻撃等に係るリスク要因の高まりといった我が国が直面する課題等を踏まえ、DXとAIの利活用を一体的に推進し、従前の取組を大幅に加速・拡大するAX／DXを進めることとしています。具体的には、行政のAX／DX基盤の高度化・強靱化や医療、自動運転など暮らしの利便性向上、さらには、我が国の戦略的自律性の確保を含め経済成長の加速に取り組みます。また、これらを支える横断的な取組として、サイバーセキュリティ向上や行政の推進体制整備などにも注力します。今後、本計画も踏まえ、政府として迅速かつ重点的に改革を推進してまいりますので、関係閣僚の皆様におかれましては、御尽力・御協力をお願いいたします。

○木原国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 (令和 8 年)
7 月 21 日 (火)

◎ 一 般 案 件

資 料
あ り

- デジタル社会の形成に関する重点計画・公的基礎
情報データベース整備改善計画・官民データ活用
推進基本計画の変更について（決定）
(デジタル庁)
- 〃 ○ 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間におけ
る物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府
とフィリピン共和国政府との間の協定の効力発生
のための外交上の公文の交換について（決定）
(外務省)
- 〃 ○ 秋篠宮皇嗣同妃両殿下のパラグアイ御訪問につい
て（了解）
(宮内庁・外務省)

◎ 公 布 （ 条 約 ）

資 料
な し

- ☆ 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間におけ
る物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府
とフィリピン共和国政府との間の協定（決定）
(外務省)

◎ 公 布 （ 法 律 ）

資 料
な し

- ☆ {
 - 1. ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する
法律（決定）
 - 1. 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に
関する法律（決定）
 - 1. 種苗法の一部を改正する法律（決定）
 - 1. 電気事業法の一部を改正する法律（決定）
 - 1. 刑事訴訟法の一部を改正する法律（決定）
 - 1. 皇室典範等の一部を改正する法律（決定）
 - 1. 国旗の損壊等の処罰に関する法律（決定）

資 料
あ り
◎ 政 令
○ 雇 用 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行
に 伴 う 関 係 政 令 の 整 備 等 及 び 経 過 措 置 に 関 す る 政
令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 （ 決 定 ）
（ 厚 生 労 働 ・ 財 務 省 ）

資 料
な し
資 料
あ り
◎ 人 事
☆ 判 事 兼 簡 易 裁 判 所 判 事 堀 内 綾 乃 を 願 に 依 り 免 ず る
こ と に つ い て （ 決 定 ）
☆ 元 警 視 長 枡 谷 謙 一 郎 外 5 6 名 の 叙 位 又 は 叙 勲 に つ
い て （ 決 定 ）

〔○署名あり ☆署名なし〕